開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月５日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第４号

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第２条　前条の者に対して課する国民健康保険の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に	（課税額） 第２条　前条の者に対して課する国民健康保険の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）　　の納付に要する費用に

改正後	改正前
充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （２）・（３）（略） （４）　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） ２　（略） ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第１条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の４第19項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、その額とする。 ４　（略） ５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（第１条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が法第703条の４第37項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。 （国民健康保険の被保険者に係る税率） 第５条　国民健康保険の被保険者に係る税	充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （２）・（３）（略） （新設） ２　（略） ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（第１条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する＿＿＿＿被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の４第19項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、その額とする。 ４　（略） （新設） （国民健康保険の被保険者に係る税率） 第５条　国民健康保険の被保険者に係る税

改正後	改正前
率は、次のとおりとする。 （１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割　100分の6.68 （２）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割　被保険者１人について　28,200円 （３）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。 ア　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。本号イ、第８条及び第26条第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。本号ウ、第８条及び第26条第１項において同じ。）以外の世帯　16,800円 イ・ウ　（略） （後期高齢者支援金等課税額に係る税率） 第８条　後期高齢者支援金等課税額に係る税率は、次のとおりとする。 （１）　後期高齢者支援金等課税額に係る	率は、次のとおりとする。 （１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割　100分の6.28 （２）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割　被保険者１人について　27,200円 （３）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。 ア　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。本号イ、第８条及び第24条第１項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。本号ウ、第８条及び第24条第１項において同じ。）以外の世帯　16,800円 イ・ウ　（略） （後期高齢者支援金等課税額に係る税率） 第８条　後期高齢者支援金等課税額に係る税率は、次のとおりとする。 （１）　後期高齢者支援金等課税額に係る

改正後	改正前
所得割　100分の2.64	所得割　100分の2.40
（２）　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割　被保険者１人について　10,500円	（２）　後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割　被保険者１人について　10,200円
（３）　（略）	（３）　（略）
（介護納付金課税被保険者に係る税率）	（介護納付金課税被保険者に係る税率）
第11条　介護納付金課税被保険者に係る税率は、次のとおりとする。	第11条　介護納付金課税被保険者に係る税率は、次のとおりとする。
（１）　介護納付金課税被保険者に係る所得割　100分の2.34	（１）　介護納付金課税被保険者に係る所得割　100分の1.99
（２）　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割　被保険者１人について　11,820円	（２）　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割　被保険者１人について　11,000円
（３）　（略）	（３）　（略）
（子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額）	
第12条　第２条第５項の所得割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に第13条の税率を乗じて算定する。	（新設）
（子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る税率）	
第13条　子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る税率は、次のとおりとする。	（新設）
（１）　子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割　100分の0.28	
（２）　子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割　被保険者１人について　1,640円	
（３）　子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る18歳以上被保険者均等割　18歳以上被保険者１人について　1000円とする。	
（賦課期日）	（賦課期日）
第14条　（略）	第12条　（略）
（徴収の方法）	（徴収の方法）
第15条　国民健康保険税は、第18条、第22条及び第23条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の	第13条　国民健康保険税は、第16条、第20条及び第21条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の

改正後	改正前
方法によって徴収する。 （納期） 第16条　（略） （納税義務の発生、消滅に伴う賦課） 第17条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第26条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下次項において同じ。）を課する。 ２～８　（略） （特別徴収） 第18条　（略） （特別徴収義務者の指定等） 第19条　（略） （特別徴収税額の納入の義務等） 第20条　（略） （被保険者資格喪失等の場合の通知等） 第21条　（略） （既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収） 第22条　（略） （新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収） 第23条　次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の８第２項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。 （１）　第18条第２項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法に	方法によって徴収する。 （納期） 第14条　（略） （納税義務の発生、消滅に伴う賦課） 第15条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第24条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下次項において同じ。）を課する。 ２～８　（略） （特別徴収） 第16条　（略） （特別徴収義務者の指定等） 第17条　（略） （特別徴収税額の納入の義務等） 第18条　（略） （被保険者資格喪失等の場合の通知等） 第19条　（略） （既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収） 第20条　（略） （新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収） 第21条　次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の８第２項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。 （１）　第16条第２項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法に

改正後	改正前
よって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の８月２日から10月１日までの間に特別徴収対象被保険者となった者　当該年度の初日から９月30日までの間 （２）・（３）（略） （普通徴収税額への繰入） 第24条　特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第16条の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。 ２　（略） （賦課に関する申告等） 第25条　（略） （国民健康保険税の減額） 第26条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第11項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第19項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第70	よって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の８月２日から10月１日までの間に特別徴収対象被保険者となった者　当該年度の初日から９月30日までの間 （２）・（３）（略） （普通徴収税額への繰入） 第22条　特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第14条の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。 ２　（略） （賦課に関する申告等） 第23条　（略） （国民健康保険税の減額） 第24条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第11項に規定する額を超える場合には、その額）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第70

改正後	改正前
3条の４第27項に規定する額を超える場合には、その額）並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の４第37項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。	3条の４第27項に規定する額を超える場合には、その額）　　の合算額とする。
（１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	（１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

改正後	改正前
ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　19,740円	ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　19,040円
イ　（略）	イ　（略）
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　7,350円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　7,140円
エ　（略）	エ　（略）
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　8,274円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　7,700円
カ　（略）	カ　（略）
キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　1,148円	（新設）
ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　70円	（新設）
（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき310,000円を加算した金額を超えない	（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき305,000円を加算した金額を超えない

改正後	改正前
世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　14,100円 イ　（略） ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　5,250円 エ　（略） オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　5,910円 カ　（略） キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　820円 ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　50円	世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　13,600円 イ　（略） ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　5,100円 エ　（略） オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　5,500円 カ　（略） （新設） （新設）
（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険	（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険

改正後	改正前
者及び特定同一世帯所属者１人につき570,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　5,640円 イ　（略） ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　2,100円 エ　（略） オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　2,364円 カ　（略） キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　328円 ク　18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　20円	者及び特定同一世帯所属者１人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　5,440円 イ　（略） ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　2,040円 エ　（略） オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　2,200円 カ　（略） （新設） （新設）
２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した	２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した

改正後	改正前
被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　4,230円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　7,050円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　11,280円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　14,100円 （２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　1,575円 イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　2,625円 ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　4,200円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　5,250円 （３）　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号キに規定する金額を減額した世帯　246円	被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに規定する金額を減額した世帯　4,080円 イ　前項第２号アに規定する金額を減額した世帯　6,800円 ウ　前項第３号アに規定する金額を減額した世帯　10,880円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　13,600円 （２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯　1,530円 イ　前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯　2,550円 ウ　前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯　4,080円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　5,100円 （新設）

改正後	改正前
イ　前項第２号キに規定する金額を減額した世帯　410円 ウ　前項第３号キに規定する金額を減額した世帯　656円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　820円	
３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
（１）～（６）　（略）	（１）～（６）　（略）
（７）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（新設）
（８）　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（新設）
（９）　国民健康保険の出産被保険者に係	（新設）

改正後	改正前
る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	
４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第１項、第２項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。	（新設）
（出産被保険者に係る届出） 第27条　（略）	（出産被保険者に係る届出） 第24条の２　（略）
（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第28条　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。）である場合における第３条及び前条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第28条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所	（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第25条　国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条において同じ。）である場合における第３条及び前条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第25条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所

改正後	改正前
得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）及び」とする。	得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第２項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）及び」とする。
（特例対象被保険者等に係る申告） 第29条　（略） （徴収猶予） 第30条　（略） （保険税の減免） 第31条　（略） 第32条　（略） （国民健康保険税の納税通知書） 第33条　（略） 第34条　（略）	（特例対象被保険者等に係る申告） 第26条　（略） （徴収猶予） 第27条　（略） （保険税の減免） 第28条　（略） 第29条　（略） （国民健康保険税の納税通知書） 第30条　（略） 第31条　（略）
附　則	附　則
（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ２　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第26条第１項の規定の適用については、同項中「法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、	（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ２　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第24条第１項の規定の適用については、同項中「法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、

改正後	改正前
「法第703条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。	「法第703条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。
（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ３　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条、第９条、第12条及び第26条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ３　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条、第６条、第９条　　及び第24条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第24条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第９条、第12条及び第26条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額か	（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） ４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条、第６条、第９条　　及び第24条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額か

改正後	改正前
ら同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下本項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第26条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	ら同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下本項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第９条、第12条及び第26条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２第５項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第９条、及び第24条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条

改正後	改正前
第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第９条、第12条及び第26条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の２の２第５項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条、第６条、第９条　及び第24条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第24条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条、第12条及び第26条第１項の規定の	８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条　及び第24条第１項の規定の

改正後	改正前
適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第24条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ９　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条、第12条及び第26条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） ９　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条及び第24条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第314条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第24条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 10　世帯主又はその世帯に属する国民健	（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 10　世帯主又はその世帯に属する国民健

改正後	改正前
康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条、第12条及び第26条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。	康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条及び第24条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第８条第２項（同法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第24条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第24条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する	（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 11　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する

改正後	改正前
特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条、第12条及び第26条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	特例適用配当等、同法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条　　及び第24条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第24条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第24条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条、第12条及び第26条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及	（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条　　及び第24条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及

改正後	改正前
び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。	び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。
（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条、第12条及び第26条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規	（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条、第６条、第９条　　及び第24条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第12項に規

改正後	改正前
定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 （平成22年度以降の保険税の減免の特例） 14　当分の間、平成22年度以降の第32条による保険税の減免（第２条第２項及び第３項に規定する所得割額に係る保険税の減免に限る。）については、同条中「該当する者（資格取得日の属する月以後２年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。	定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 （平成22年度以降の保険税の減免の特例） 14　当分の間、平成22年度以降の第29条による保険税の減免（第２条第２項及び第３項に規定する所得割額に係る保険税の減免に限る。）については、同条中「該当する者（資格取得日の属する月以後２年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。